

平成 25 年 12 月 25 日

各 位

不動産投資信託証券発行者名

東京都渋谷区道玄坂一丁目 12 番 1 号
東急リアル・エステート投資法人

代表者名

執行役員

堀江正博

(コード番号 8957)

資産運用会社名

東急リアル・エステート・インベストメント・マネジメント株式会社

代表者名

代表取締役執行役員社長

堀江正博

問合せ先

取締役常務執行役員 IR 部長

小井陽介

TEL.03-5428-5828

OKI システムセンター（底地）の土壌・地下水汚染に関するお知らせ

（土壌汚染対策法第 14 条に基づく区域指定の申請）

本投資法人は、OKI システムセンター（底地）（以下、「本物件」といいます。）において、売主であり本物件の借地人である沖電気工業株式会社（以下、「借地人」といいます。）が土壌汚染対策法第 14 条に基づく区域指定の申請（以下、「本申請」といいます。）を行ったことについて、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 申請日
平成 25 年 12 月 25 日
2. 申請先
埼玉県知事
3. 申請者
沖電気工業株式会社
4. 土壌汚染対策法第 14 条に基づく区域指定の申請について

(1) 目的

本物件の土壌・地下水汚染については、平成 25 年 3 月 25 日付け「国内不動産の取得に関するお知らせ」及び平成 25 年 11 月 26 日付け「OKI システムセンター（底地）の土壌・地下水汚染に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、自主的な対策として、借地人により、借地人の費用負担で土壌・地下水汚染の敷地外への拡大防止工事を実施しておりますが、今般、借地人と本投資法人との間で法令に基づいた自主的な申請を行い、追加の対策を講じることに合意したため、借地人において本申請を行うこととしたものです。

本申請は、借地人においては、法令に基づいた手続きを経ることでより適切な汚染状況の管理体制等を整えることを目的としています。

本投資法人は、法令に基づき透明性ある対策が実施されることが、本物件の価値の維持向上に資するとの判断から、本申請に同意しています。なお、本申請は、本物件取得後に想定外の土壌・地下水汚染等が確認されたことによるものではなく、また、本申請に伴う本投資法人の費用の負担はありません。

(2) 本申請の概要

土壌汚染対策法第14条では、自主的な調査によって土壌汚染が判明した場合などに、土地の所有者や占有者等一定の者が都道府県知事に土壌汚染対策法に基づく区域の指定を自主的に申請できることとされています。

申請後、都道府県知事により認められた場合、汚染された土地が要措置区域又は形質変更時要届出区域に指定されます（なお、要措置区域に指定された場合には、その旨が公示され、当該汚染の除去や拡散の防止等の措置を講じるべきことが汚染原因者や土地の所有者等に指示されます。また、形質変更時要届出区域に指定された場合には、その旨が公示され、当該土地について、一定の形質の変更をしようとする際に届出が必要となります。）。

本申請は、借地人が実施するものです。なお、本投資法人は本申請について事前に同意しております。

(3) 申請後の対応

本申請後、平成26年3月を目途に埼玉県知事より本物件は区域指定される見込みであり、借地人が講じるべき措置に関する指示がなされる予定です。

なお、借地人が講じるべき措置については、借地人の責任と費用負担で行うことを、借地人と本投資法人との間で合意しています（本書の日付現在、借地人は、当該措置を平成26年4月30日までに対応する予定です。）。

以 上

※本資料の配布先：兜倶楽部、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会

【ご参考】

本物件に関する適時開示実施状況

- 平成25年3月25日「国内不動産の取得に関するお知らせ」
http://www.tokyu-reit.co.jp/material/pdf/kaiji/2013/2013.03.25_03_J.pdf
- 平成25年11月26日「OKIシステムセンター（底地）の土壌・地下水汚染に関するお知らせ」
http://www.tokyu-reit.co.jp/material/pdf/kaiji/2013/2013.11.26_J.pdf